

## 10 福祉・保育等関係

### ア 介護

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
認知症高齢者に対する介護 (厚生労働省)	「認知症介護研究・研修センター」における認知症介護の研究を強化、促進し、望ましい認知症ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【福祉保育関係】アに移行)
介護職の業務範囲等 (厚生労働省)	b ALS以外の在宅患者に対するたんの吸引についての法的整理の結論を早急に得るとともに、今後、必要に応じてその他の医行為についても検討し、結論を得る。	一部措置済 (たんの吸引について3月通知)	逐次検討・結論 (その他の医行為)		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【福祉保育関係】アに移行)
PFI法を活用した公設民営方式の推進 (厚生労働省、内閣府)	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式は、官民の契約に基づいて、PFI事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買い取った上で、これを当該PFI事業者運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買い取る費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者を使用させることができる」としているPFI法第12条第2項を活用していくこととする。 これらにより、PFIを活用した公設民営を促進する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【福祉保育関係】アに移行)
高齢者介護の新しい仕組みの在り方 (厚生労働省)	介護サービスの価格は、提供されたサービスの内容(評価)を基に決定されるべきものであり、介護サービスの質の向上を図る観点からも、ケアの標準化について、科学的・実証的研究を早急に進めるとともに、その確立を図る。	一部措置済 (科学的・実証的研究の開始)	逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【福祉保育関係】アに移行)

## イ 保 育

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期			
		平成16年度	17年度	18年度	
認可保育所への直接契約及び利用者に対する直接補助方式の導入 (厚生労働省)	<p>ア 保育所利用者の利便性を向上させるとともに、認可保育所が市町村から割当を受けるのではなく、利用者へ選択されるべく自らサービスの向上に努めるインセンティブが働くようにする。但し、利用者が保育を希望する認可保育所に直接申込み、当該保育所が審査・決定を行う直接契約方式を導入することについては、低所得者層や母子世帯等の保育の確保など一定のルールが必要であることから、平成18年度の本格実施に向けて準備を進めている総合施設における直接契約の実施状況等を踏まえ、保育所にも導入することを検討する。</p> <p>イ 利用者の負担を公平化するため、公的補助を現行の機関補助方式から就学前の児童を育てる全ての家庭への直接補助方式に転換することが考えられる。これによって、「認可」「認可外」といった保育所の区分、「公立」、「社会福祉法人」、「株式会社」といった経営主体の差に関係なく多様な事業者の参入が促進されるとともに、対等な競争を通じて保育サービスの質の向上が期待される。他方で、保育の利用者が増えることから、必要な財源が確保されなければ、保育の質が低下しかねないという懸念がある。このため、そもそも福祉としての保育の性格を変えることにより、財源の在り方を見直す必要があることから、子育てを家族の責任にのみ委ねるのではなく、高齢者介護のように、広く社会全体で支援する仕組みとするような、既存の育児支援関連予算等を統合化したものと保険料とを財源とする「育児保険(仮称)」を創設することについて検討する。</p>	～	～	～	- (厚生労働省) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法第77号)が平成18年10月1日に施行され、認定こども園制度が始まった。 平成19年8月1日現在、全国で105件の認定が行われている。
認可保育所の保育料の設定方式の適正化 (厚生労働省)	現在、認可保育所を利用する場合に利用者が負担する保育料の仕組みを、低所得者層等を除き、原則としてサービス内容に見合った対価を支払う負担方式とするともに、いわゆる「上乘せ・横出し」サービスについても、事業者が利用者との契約に基づいて自由に料金を設定できる方式として保育料の設定方式の適正化を図るべきである。この点については、平成18年度の本格実施に向けて準備を進めている総合施設において、低所得者層等に配慮した上で、事業者が利用者との契約に基づいて自由に料金を設定できる方式を導入することを検討していることから、こうした利用料設定の実施状況等を踏まえ、それが適切に実施されているならば、保育所にも導入することを検討する。				- (厚生労働省) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法第77号)が平成18年10月1日に施行され、認定こども園制度が始まった。 平成19年8月1日現在、全国で105件の認定が行われている。

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
要保育認定制度の導入 (厚生労働省)	直接補助方式の導入に際しては、就学前児童を育てる全ての家庭を公的補助の対象とし、児童の年齢や両親の就業状況等を勘案した各家庭の保育ニーズに基づき、保育が必要な程度、すなわち「要保育度」を決定し、個々の「要保育度」ごとに公的補助の対象となる1か月間の保育サービス利用量の上限を設定することを検討する。 また、この第一歩として、市町村の条例等により定められている保育所入所選考基準を公開し、当該基準に基づく自己の情報を申込者に開示するなど、各自治体における「保育に欠ける子」の認定プロセスの透明化を促す。				- (厚生労働省) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法第77号)が平成18年10月1日に施行され、認定こども園制度が始まった。 平成19年8月1日現在、全国で105件の認定が行われている。
保育サービスの情報公開の促進等 (厚生労働省)	直接契約方式の導入に当たっては、各認可保育所が契約当事者になることから、少なくとも現在市町村に義務付けられている、施設及び設備の状況、入所定員、職員の状況、開所時間、保育の方針等運営の状況、保育料に関する事項については、各認可保育所に公開を義務付けることを検討する。 併せて、在宅サービスについても、必要な情報提供の在り方について検討する。				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【福祉保育関係】イに移行)
夜間保育、休日保育の推進 (厚生労働省)	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	新エンゼルプラン(11年12月19日策定)に基づき、計画的に推進	子ども・子育て応援プラン(平成16年12月24日策定)に基づき計画的に推進		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【福祉保育関係】イに移行)
保育所等の受入児童数の拡大 (厚生労働省)	保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【福祉保育関係】イに移行)
放課後児童の受入体制の充実 (厚生労働省)	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。	新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月閣議決定)に基づき計画的に推進	子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【福祉保育関係】イに移行)

## ウ 障害者施策

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。(第164回国会に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案を提出)	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【福祉保育関係】エに移行)
障害者福祉制度の改革 (厚生労働省)	支援費制度により、利用者の選択肢が広がることとなるが、高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は支援費制度としている。この意味から、支援費制度について、両制度の関係を含めた抜本的な検討を行う。	一部措置済	逐次検討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【福祉保育関係】エに移行)

# 才 年 金

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期			講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
		平成16年度	17年度	18年度	
公的年金の相互協定の対象国の拡大 (厚生労働省、外務省)	公的年金の保険料の二重払いを回避すること及び当該国及び我が国の公的年金加入期間の通算により受給権を確立させ、掛け捨てを防止することを目的とする社会保障協定について、各国との締結交渉を進める。	逐次実施			<p>(外務省、厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フランスとの間の協定については、平成19年6月1日に発効し、この協定の実施に必要な厚生年金保険法等の特例等を定めた法律が同日施行された(平成17年法律第64号)。</li> <li>・ カナダとの間の協定については、平成20年3月1日に発効した。</li> <li>・ オーストラリアの間では、平成17年6月の交渉開始から3回の交渉を経て、平成19年2月27日にキャンベラにおいて協定の署名が行われ、その後第166回国会において承認された。現在、協定の早期発効に向けて両国において準備中である。</li> <li>・ オランダの間では、平成17年10月の交渉開始から4回の交渉を経て、平成20年2月21日にハーグにおいて協定の署名が行われ、締結につき承認を求めため、同年3月第169回国会に提出した。</li> <li>・ チェコの間では、平成19年6月の交渉を経て、平成20年2月21日にプラハにおいて協定の署名が行われ、締結につき承認を求めため、同年3月第169回国会に提出した。</li> <li>・ スペインの間では、協定締結に向けて、平成20年1月に第1回政府間交渉を行った。</li> <li>・ イタリアの間では、協定交渉に向けて、平成19年11月に第2回の当局間の協議を行った。</li> <li>・ アイルランドの間では、協定交渉に向けて、平成20年2月に第1回の当局間の協議を行った。</li> <li>・ ハンガリーの間では、協定交渉に向けて、平成20年2月に第1回の当局間の協議を行った。</li> <li>・ スウェーデンの間では、協定交渉に向けて、平成20年3月に第1回の当局間の協議を行った。</li> <li>・ スイスの間では、協定交渉に向けて、平成20年4月に第1回の当局間の協議を行った。</li> <li>・ ルクセンブルクの間では、平成20年1月に実務者間の情報交換を行った。</li> <li>・ 協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法制を整備することを目的とした、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案」が第166回通常国会で可決・成立し、平成19年6月27日に公布され、平成20年3月1日から施行された。</li> </ul>